

制定 平成14年 2月 1日 中国運輸局公示第192号  
改正 平成26年 1月24日 中国運輸局公示第 82号  
改正 令和 元年12月 9日 中国運輸局公示第 49号

## 公 示

一般乗用旅客自動車運送事業に係る道路運送法施行規則第4条第8項第3号の規定に基づく地域指定について

道路運送法施行規則第4条第8項第3号に規定する一般乗用旅客自動車運送事業に係る運輸局長の指定する地域を下記のとおり定めたので公示する。

平成14年2月1日

中国運輸局長 中村達朗

### 記

#### 広島県

- ・広島交通圏（広島市（平成17年4月25日編入の旧佐伯郡湯来町の区域を除く）、廿日市市（平成15年3月1日編入の旧佐伯郡佐伯町、吉和村及び平成17年1月3日編入の旧佐伯郡大野町、宮島町の区域を除く）、安芸郡府中町、海田町、熊野町、坂町）
- ・大竹市
- ・福山交通圏（福山市、尾道市（昭和32年1月1日編入の旧沼隈郡浦崎村の区域に限る））

#### 山口県

- ・岩国交通圏（岩国市、玖珂郡和木町）

#### 附 則

この公示は、平成14年2月1日から適用する。

#### 附 則（平成26年1月24日）

この公示は、平成26年1月27日以降に申請を受け付けたものから適用する。

#### 附則（令和元年12月9日）

この公示は、令和元年12月9日以降に申請を受け付けたものから適用する。